

# 佐久市高効率給湯機器設置支援事業 手続きQ & A

令和8年7月3日更新

## ●補助対象について

Q：新築の住宅に新たに給湯器を設置する場合も、補助の対象になりますか？

A：補助対象となります。既存の給湯器からの買換えだけでなく、新築住宅への新規設置も対象としています。

Q：「市内事業者」とは、どのような基準で判断されますか？市内の家電量販店などは対象ですか？

A：事業者の「本店（本社）所在地」が佐久市内であるかどうかで判断します。そのため、市内に実店舗がある家電量販店やホームセンター等であっても、本店が市外にある場合は「市外事業者」扱い（補助率 1/5）となります。

Q：いつ購入・設置したものが補助対象になりますか？

A：令和8年7月3日以降に購入及び設置工事が完了し、支払いが済んでいるものが対象です。

Q：アパートや貸家に住んでいますが、自分で給湯器を購入して設置した場合、対象になりますか？

A：対象となります。他人の所有する建物であっても、自らが居住しており、かつ所有者の承諾を得て設置する場合は申請可能です。

Q：一度の申請で複数台の補助を受けることはできますか？（台数制限はありますか？）

A：補助対象となる台数に制限はありません。アパートや二世帯住宅などで複数台を同時に設置する場合も申請可能です。

## ●補助対象経費・補助金額の計算について

Q：古い給湯器の処分費や撤去費、足場代などは補助対象になりますか？

A：既存機器の撤去費用、処分費用、足場仮設費などは補助の対象外です。対象となる経費は「対象機器の購入費用」と「設置・配管工事費等」のみとなります。領収内訳書等に撤去費等が含まれている場合は、その分を差し引いて補助対象経費を計算してください。

なお、領収書に内訳の記載がない場合は、補助対象経費かどうかを当市で判断できるように、詳細な内訳書（見積書の写し等）も併せてご提出ください。

Q：複数台を申請する場合、補助金額はどのように計算されますか？

A：補助金の額は「対象機器1台ごと」に計算します。機器代や設置工事費が複数台分で一式として見積もられている場合は、全体の金額を台数で按分（割り算）して1台あたりの経費を算出し、補助率を掛けて1台ごとの上限額を適用した上で、最後に合算します。ただし、一式表記による按分計算ができるのは「同一機種」を複数台設置した場合に限ります。

## ●他の補助金やポイント等との併用について

Q：国の「給湯省エネ2026事業」や、市の他の補助金と併用できますか？

A：国や市の「同一機器を対象とした補助金」とは併用できませんが、県のキャンペーンとは併用可能です。

### 【併用できるもの】

- ・長野県「信州省エネ家電等購入応援キャンペーン」

### 【併用できないもの（一例）】

- ・国の制度：「給湯省エネ事業」「子育てエコホーム支援事業」など
- ・市の制度：「佐久市中小企業エネルギーコスト削減助成金」など

Q：購入時に家電量販店のポイントを利用したり、値引きを受けたりした場合、補助金は減額されますか？

A：補助金額は「ポイント利用前の価格（値引き等がある場合は、値引き後の最終的な支払価格）」を基準に算出します。

## ●申請書類・写真について

Q：書類の様式は、どこにありますか？

A：佐久市役所環境政策課または各支所経済建設環境係の窓口にあります。また、佐久市ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

Q：領収書のほかに、経費の内訳がわかる書類は必要ですか？

A：はい、必ず添付してください。補助額を正しく計算するため、補助対象経費（機器代、設置工事費）と、補助対象外経費（既存機器の撤去費や処分費、足場代など）の金額が明確に区分されている「見積書の写し」や「領収内訳書」等が必要です。

Q：見積書や内訳書はどのように書いてもらえばよいですか？

A：各機器の「型番」と「機器ごとの購入価格」が分かるように記載してもらってください。なお、設置工事費については、複数台分が「工事費一式」としてまとめられて記載されていても構いません（審査の際に、市において設置台数で割り算（按分）をして計算します）。

ただし、一式表記による按分計算ができるのは「同一機種」を複数台設置した場合に限ります。異なる機種（例：エコキュートとエコジョーズなど）を複数台設

置る場合は按分計算ができないため、必ず機種ごとの設置工事費が分かるように内訳を記載してもらってください。

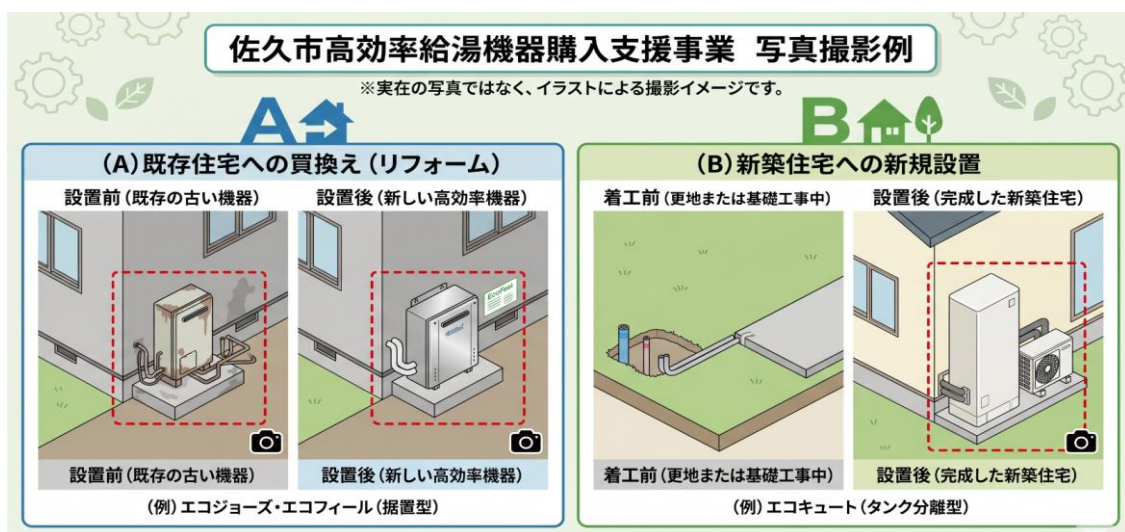
Q：「設置状況が確認できる写真」は、何を撮影すればよいですか？

A：建物の区分（買換えか、新築か）によって異なります。

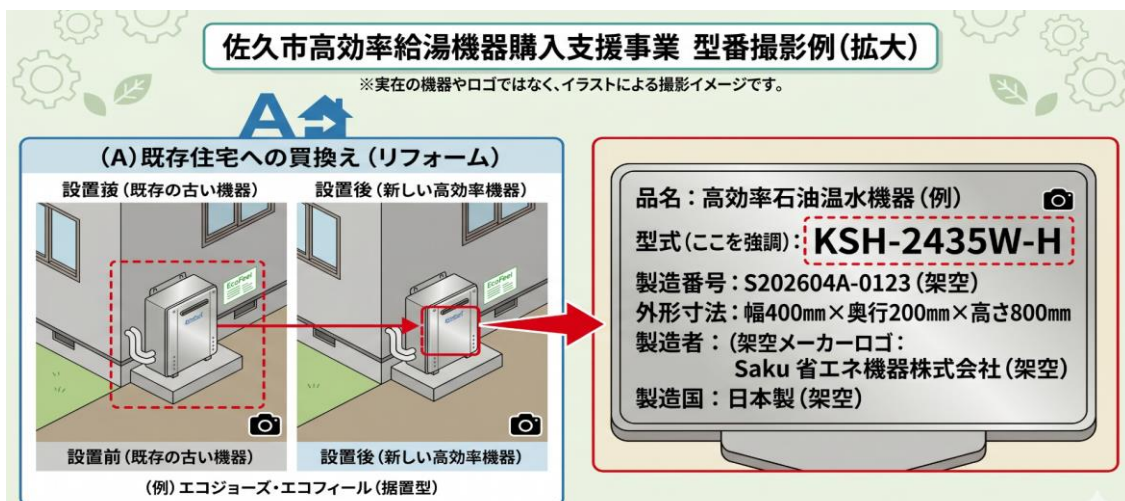
【買換えの場合】 設置前（取り外す前の古い給湯器）の写真と、設置後（新しく設置した給湯器全体と、型番がわかる写真両方）の写真を提出してください。

【新築の場合】 着工前（更地や基礎工事中など、給湯器が設置される前の状況がわかるもの）の写真と、設置後（新しく設置した給湯器全体と、型番がわかる写真両方）の写真を提出してください。

【集合住宅の場合】 上記に加えて、アパートやマンション等の戸数や全体の規模が確認できる「建物全体の写真（外観写真）」も併せて提出してください。



写真撮影のポイント：機器全体と、周囲の状況（家屋との位置関係、基礎、配管、地面等）が分かるように撮影してください。新築の場合は、着工前（設置予定地）の写真も必要です。



撮影のポイント：型番シール(銘板)に記載されている「型式(型番)」がはっきりと読み取れるように撮影してください。手ブレや光の反射に注意してください。

Q：「未使用品であることが分かる書類」とは何ですか？

A：メーカーが発行した対象製品の保証書の写しなどを提出してください。中古品やフリマアプリ等で購入した転売品は対象外となります。

Q：添付書類の「市長が必要と認める書類」とは、具体的にどのような書類ですか？

A：建物が本人以外の家族との共有名義である場合や、親名義の建物に子が設置する場合などに提出していただく、所有者全員の合意を得ていることを確認できる「設置承諾書」等が該当します。また、個別の状況により、審査の過程の中で、追加が必要と認められる書類の提出をお願いする場合があります。

## ●書類提出の期間・方法について

Q：申請書の提出期限はありますか？

A：令和9年2月26日が提出期限です。ただし、申請額が予算の上限に達した時点で、期限前であっても受付を終了しますので、設置完了後速やかにご申請ください。

Q：書類の提出は郵送でも可能ですか？

A：郵送でも受け付けています。紛失を防ぐため、配達記録が残る方法での郵送をお勧めします。

【提出先】

〒385-8501 佐久市中込 3056

佐久市役所 環境政策課 宛（本庁舎3階）

Q：書類へ記入する際に、間違って記入してしまったのですが。

A：訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き、余白に正しい内容を記入してください。修正液や修正テープは使用しないでください。なお、金額部分（申請額等）は訂正できませんので、新しい用紙に書き直してください。

## ●審査・お支払いについて

Q：請求書は別途提出する必要がありますか？

A：必要ありません。今回の制度は「申請書兼請求書」となっているため、最初の申請時に振込先口座情報も一緒にご記入いただきます。

Q：振込先に申請者以外の名義（家族の口座など）を指定できますか？

A：補助金の振込先は、原則として「申請者ご本人名義の口座」に限ります。

Q：申請してから口座に入金されるまでに、どのくらいかかりますか？

A：申請内容の審査を行い、概ね20日程度で「交付決定通知書（兼確定通知書）」を発送します。その後、通知の発送から1か月程度で指定の口座へ入金いたします。（※書類に不備がある場合や、申請が集中する時期は、さらにお時間をいただくことがあります）。